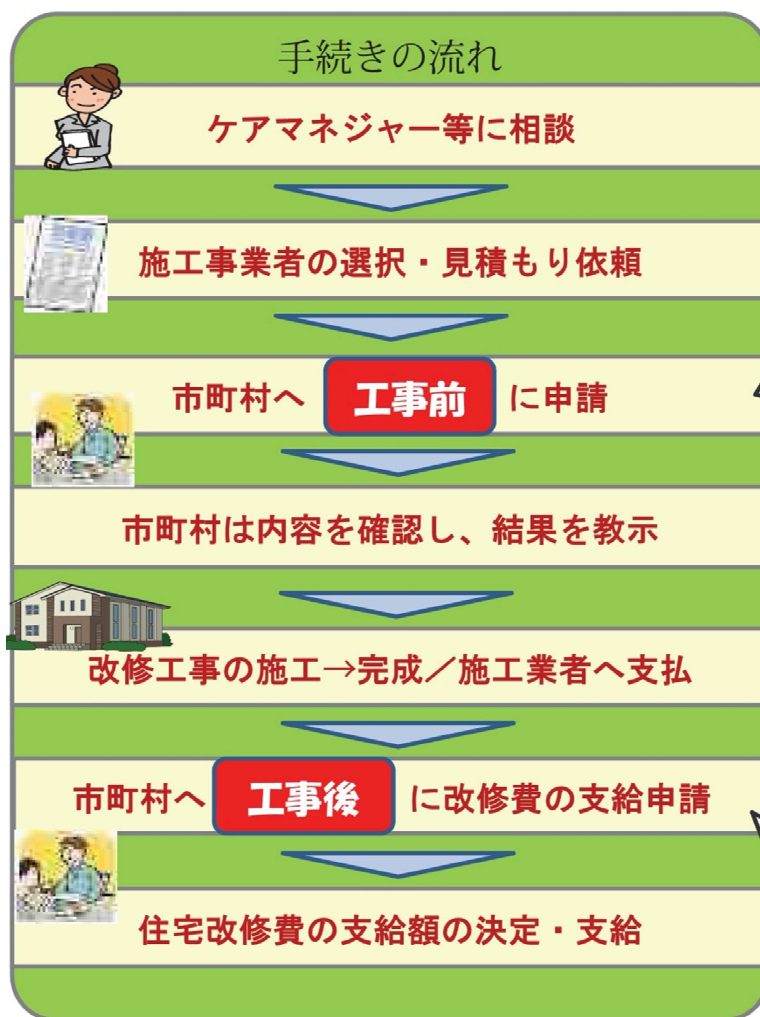


住宅改修の流れ

「手続きの流れ」の徹底について

●下記の手続きの流れに沿わず業者が見積もりを作成後にケアマネジャーが理由書を作成されている事案がありましたので下記の流れを再度ご確認ください。



事前申請のポイント

- 利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出
- 保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうかについて、事前に確認する。

提出書類

- ①支給申請書
- ②工事費見積り書
- ③住宅改修が必要な理由書(※)
- ④住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの
(日付入り写真又は住宅の間取り図など)

※理由書の作成者

介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者

事後申請のポイント

- 利用者は、工事後領収書等の費用発生の事実がわかる書類等を保険者へ提出→「正式な支給申請」が行われる。
- 保険者は、事前提出された書類との確認、適切な工事が行われたかどうかの確認を行い当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

提出書類

- ⑤住宅改修に要した費用に係る領収書
- ⑥工事費内訳書
- ⑦住宅改修の完成後の状態を確認できる書類
(便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの)、
- ⑧住宅の所有者の承諾書
(住宅改修した住宅の所有者が当該利用者でない場合)

※ただし、やむを得ない事情がある場合については、住宅改修が完了した後、①及び③を提出することができる。